

不良債権をめぐる米国のルール

—FASB基準書第114号および第118号—

米 山 正 樹

本稿のねらいは、一連の論攷における議論をもとに、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）の基準書第114号（FASB [1993]）を分析することにある。よく知られているとおり、この基準書には、金銭債権の減損に関する詳細な記述が含まれている。同基準書の特徴を指摘するとともに、特徴のそれぞれが一連の論攷を貫く基本的なスタンスと整合的なものかどうか、言い換えれば、「投資のねらい」に適う業績評価という観点から導かれてくるものかどうかを確かめてみたい。

さて基準書第114号の特徴は、第一に、「当初の実効金利」による割引現在価値まで不良債権の評価を切り下げるところに見出される。資金の回収に困難が生じたにもかかわらず、それ以前から用いられてきた「当初の実効金利」で将来キャッシュフローを割り引く理由は、理解が容易なものとはいいがたい。実際、この基準書に対しては、「当初の実効金利」による割引現在価値に経験的な解釈を与えるのは困難という批判が向けられることも少なくない。しかし一連の論攷に共通のスタンスからすれば、基準書第114号のようなやりかたにも十分な意義を見出すことができる。「当初の実効金利」がどういう「投資のねらい」と対応しているのか、後に詳述する予定となっている。

続いては第二の特徴であるが、これは減損が生じた時点の切り下げについて、基準書第114号が例外的な計算手続を容認しているところに求められる。客観的な市場価格が存在する場合は、不良債権それ自体、あるいは担保物件の市場価格をもとに簿価を修正するやりかたも認めているのである。一見したところ、これらの市場価格は「当初の実効金利」による割引現在価値の単純なサロゲートにもみえる。しかし基準書第114号の記述をつぶさに確かめてみると、容認されている時価への切り下げは、特定の「投資のねらい」と不完全ながら対応していることが理解できる。そのかぎりというなら、基準書第114号は、問題は残るものの、「ねらい」に適うような業績評価のしくみを指向しているようにもみえる。この点についても、後に改めて詳しく論じることになっている。

最後に、第三の特徴は、減損以降の業績評価をめぐる基準書第114号の記述（および第114号を修正するために公表された第118号の記述）に認められる。基準書第114号はそもそも、切り下げた簿価をもとに「当初の実効金利」による利息法を継続するよう求めていた。減損以降もそれ以前と同様、時の経過とともに未収利息を計上することになっていたのである。これに対し、第118号は、実際にキャッシュフローが生じたかどうかを重視する業績測定のしくみ（「原価回収法」や「現金基準」）への移行を容認することとなった。つまり「当初の実効金利」で割り引いたからといって、同じ「当初の実効金利」で利息収益を計上するのは必然ではないという立場が採られたのである。

このような改正の経緯を「投資のねらい」以外の視点から解釈しようとすると、さしあたっては「政治的な妥協の産物」や「過渡期の経過的な措置」など、必ずしも十分とはいえない論拠は見出せない。これに対し、「ねらい」に適うような業績評価という、一連の論拠に共通するスタンスから基準書第118号による改正を意義づけようとするれば、理論的な問題の次元における議論が可能となってくる。これまでの議論を「ものさし」としたとき、基準書第118号による改訂には積極的に評価できる側面と否定的な側面が共存している旨を指摘できるようになるのである。具体的にどのような意義や問題点が導かれてくるのかについては、本稿の最後に論じることとする。

第1節 「当初の実効金利」の採用

(1) 「見積もりの修正」と「当初の実効金利」

① 「投資のねらい」の変化に関わる暗黙の理解

直前に概観したとおり、基準書第114号「債権者による貸出金の減損の会計処理」(FASB [1993])にはいくつかの際立った特徴がみられるが、そのうちのひとつは、減損の生じた金銭債権から期待される将来キャッシュインフローを原則として「当初の実効金利 (original effective interest rate¹)」で割り引き、それを合計した額まで評価を切り下げるところに求められる (FASB [1993], para.13)。減損の事実、すべて割り引く前の将来キャッシュフロー (の減少) に反映させることとし、それを現在価値に引き直すための割引率としては、不良化以前の利息法で用いてきた「当初の実効金利」をそのまま踏襲するのである²。そうすることにより、減損後も、毎期首の元本残高に対する利息収益は一定水準 (「当初の実効金利」にみあうもの) に保たれることとなる³。

一連の論拠に共通の議論にひきつけていうなら、このようなやりかたは、利息法の継続適用を与件とした「見積もりの修正」のひとつ、“catch-up approach”と整合的なものといえる。そこからは、資金の回収に生じた困難は必ずしも「投資のねらい」の変化を引き起こさないという、暗黙の理解を読みとることができる。かつて言及したとおり、ほかならぬ“catch-up approach”に固有の特徴は、減損前後における「投資の継続性」を「割引率の継承」という形で期間損益に反映させるところに求められる⁴。資金の返済が滞ったとはいえ、多くの場合、時の経過を受動的に待つだけで成果の実現が図られる点には変化がみられない。そう考えるからこそ、米国FASBは、原則的な切り下げの方法として、「見積もりの修正」に属する“catch-up approach”を採用したのであろう。

② 「経済的な価値」の開示と事後的な業績評価 一切り下げの目的一

このような特徴を有する基準書第114号にしばしば向けられる批判のひとつに、滞りなく資金回収が進むのを与件として求めた「当初の実効金利」を、そういう想定が意味を失ってもなお利用し続けるのはなぜかというものがある。そのような批判の背後には、減損の生じた金銭債権の評価は、一律、その市場価格まで切り下げるべきという判断が働いている場合も少なくない。一見したところ、こういう批判は十分な説得力を有しているようにもみえる。実際、金銭債権の経済的な価値を推定のうえ開示することが「達成目標」であれば、市場価格以外での評価は意味を持ちえない。

しかし、いま問題となっているのは減損以降の業績測定である。不良債権に関わる投資の成果をどうとらえるべきかという観点から、切り下げのありかたを論じているのである。そこでは市場価格への簿価修正どころか、将来キャッシュフローを割り引いて求めた属性値への切り下げさえ与件とはできない。一連の論攻で議論してきたとおり、減損の前後で投資に継続性が認められる場合は、「当初の実効金利」や「旧来の配分スキームから導かれてきた簿価」を踏襲する形で、「継続」という事実を期間損益に反映させるのも「意味のある」測定操作といえる。重要なのは、あくまでも不良債権に寄せられた期待に適うような業績評価のしくみであり、ストックの簿価を直接意義づけられるかどうかではない。そこでは、「実効金利による割引現在価値」のような、それ自体に経験的な意味を与えるのが困難な属性値を利用するのも決して不自然なことではないのである。

③「投資の継続」と整合的な測定操作の多様性

このとおり、「当初の実効金利」にもとづく測定操作は、「投資のねらい」には変化がみられないという認識のもとで、投資に寄せられた期待が実現したかどうかを確かめるときには十分な意味を持ちうる。もっとも、こういう結びつきは一意的なものとはいえない。減損を機に「ねらい」が変化するのはいまという見方は、“catch-up approach”，なかでも「当初の実効金利」によるものと直結するわけではない。かつて採り上げた“prospective approach”や“dual approach”も、減損の前後で「投資のねらい」に基本的な変化は生じないという事実認識と整合的なものであり、その点に関して“catch-up approach”との間に違いはみられない。「投資に寄せられた期待に適うような業績測定」という視点に立つかぎり、どの方法を採用すべきかについていいうることはない。

さらにいうなら、米国においては基準書第114号の公表に先立ち、金銭貸借契約の再構築が行われた金銭債権を取り扱う基準書第15号「問題の生じた債務の改訂に関する債務者および債権者の会計処理」（FASB [1977]）が実務を拘束していた。この第15号は、先に述べたとおり、「見積もりの修正」という手続に属する“prospective approach”により減損の事実を期間損益に反映するよう求めていた（FASB [1977], para.30）。再構築の対象となるような金銭債権についていえば、「ねらい」は変化していないという事実認識に適う“prospective approach”がもともと採用されていたにもかかわらず、敢えて同じような事実のとらえかたにもとづく“catch-up approach”への移行が強いられたことになる。これは基準書第114号の採択にあたり、減損を機に「投資のねらい」が変化するかどうかは重要な争点とならなかったことの証拠となろう。

(2) 損失の早期計上 — 「当初の実効金利」の必然性 —

では、なぜ“prospective approach”を原則とする基準書第15号から、第114号が採用している“catch-up approach”，なかでも「実効金利」による割引計算への移行がみられたのであろうか。この問題をめぐっては、いくつかの着眼点がありうる。そのうちのひとつは、それぞれの方法による場合、減損の事実がどういうタイミングで期間損益に現れてくるのかに関わっている。

まずは基準書第15号のようなやりかたによる場合である。減損の事実を「実効金利の引き下げ」という形で期間損益に反映させるこの方法によれば、引き下げられた実効金利による利息収益が計上されるまで、原則として、資金回収に生じた困難は期間損益に影響を及ぼさないこととなる⁵。損失の計上は（相対的に）遅れてしまうのである。さらに付け加えるなら、基準書第15号には、

経営者の「弁明」次第で、減損にともなう評価損失を先送りするような操作の余地が残されている。もともと減損の影響を期間損益に反映させるのが、後述の“catch-up approach”より遅いのに加え、それをさらに遅らせたり、ほんらいならただちに計上すべき評価損失の計上を回避するような利益操作も可能となってくるのである。

この問題が顕在化するのには、将来キャッシュフローの単純な合計額さえ簿価に満たず、基準書第15号でも評価損失の計上が強いられる場合である⁶。このとき財務諸表を作成する側には、資金返済のタイミングを大幅に遅らせるような操作の余地が残されている。例えば二年後に予定されていた資金の返済を十年後に先送りし、その見返りとして、市場で決まっているリスクフリー・レートの方だけ、多額の返済を受けられるような金銭貸借契約の再構築がありうる⁷。金利の水増し次第では、こうした返済額の「水増し」により、将来キャッシュフローの「単純な合計額」を簿価を凌駕するような状態に復帰させるのも可能となってくる。そこでは、もともと計上が強いられていたはずの評価損失が回避される結果となっている。いわば意図的な操作により、減損にもとづく評価損失の計上さらに「先送り」されているのである⁸。

もちろん、資金の返済期限を先送りするような再構築により借り手をめぐる環境が改善し、不良債権の価値が実際に上昇しているのであれば、評価損失の計上が回避されたのも不思議なことではない。しかし先に例示したような金銭貸借契約の再構築は、とくに借り手をめぐる環境に影響を及ぼすものではない。脚注7で言及したとおり、再構築以前の契約にもとづく返済が可能なケースでは、当然、再構築後の返済条件も満たされるはずである。にももかかわらず損失が先送りされたとなれば、「先送り」は利益操作によるものと考えしかない。発生時点の異なるキャッシュフローを「価値の違うもの」とみなさず一括してしまうところに、利益操作の余地が残されているのである。

ここで論じてきたように、「減損に伴う評価損失の先送り」という点でさまざまな問題点を抱えている基準書第15号、およびそのよりどころとなっている“prospective approach”に対し、“catch-up approach”，なかでも「当初の実効金利」によるものは対照的な特質を有している。基準書第114号によれば、約定どおりの資金回収が期待できなくなったときは、評価損失が必ず計上されることとなる。不良債権の評価を決めるとき、割引率（すなわち分母）のほうを「当初の実効金利」で固定したまま、回収可能なキャッシュフロー（すなわち分子）を約定未満の額へと減少させれば、割引現在価値も減少するのは自明といえるであろう。

もちろん、基準書第15号のもとでは排除できなかった「損失回避のための利益操作」も、基準書第114号のもとでは不可能となっている。キャッシュフローの回収時点を遅らせたところで、割引率を超えるような比率で回収可能額を増やさないかぎり、返済の遅延によりいったん「水増しされた」キャッシュフローは、結局、割り戻されてしまう。異なる時点で生じたキャッシュフローを異質なものとみる基準書第114号においては、単に資金の返済を先送りしただけでは、不良債権の評価を引き上げるわけにはいかないのである。

以上を要約するなら、減損の事実をできるだけ早く期間損益に反映させるべきという判断による場合、基準書第15号と第114号には大きな違いがみられる。基準書第114号のようなやりかたは「達成すべき目標」に適うものといえるのに対し、基準書第15号にはさまざまな問題がみられる。損失の早期計上をねらうのであれば、基準書第114号への移行は不可避といえる。

そうなると、次に論じるべきは、なにゆえ減損に伴う損失を先送りせず、できるだけ早く計上しなければならないのかであろう。しかしこの問題は、本稿では扱いきれないような広がりを持

っている。ここではさしあたり、損失の早期計上が必須の要請であれば、基準書第114号が優れている点の指摘にとどめておきたい。

(3) 正常な債権との「整合性」

直前に言及したとおり、基準書第114号の採る“catch-up approach”によれば、減損に伴う損失が相対的に早く計上されるのはたしかである。しかし「当初の実効金利」による割引計算は、評価損失を早期に計上するための十分な条件であっても、必要な条件とはいえない。“catch-up approach”において「当初の実効金利」を超えるような割引率を採用するかぎり、減損が生じた時点に損失を計上することとなる。もし評価損失の早期計上だけが「達成すべき目標」といえるなら、“catch-up approach”を採用する必要性は主張できても、基準書第114号のように「当初の実効金利」をそのまま用いるのは必然ではない。

もちろん、「当初の実効金利」を超えるような割引率のなかに、経験的な解釈が可能なものが含まれているかどうかについては疑問も残る。しかし「当初の実効金利」の利用はア・プリオリに当然のこととはいいきれない。とすれば、それをあえて採用する必然性については、もう少し別の議論が必要となってくる。基準書第114号にはこの問題に関連した記述がみられる。ここで該当箇所を引用しておきたい。

当（財務会計基準）審議会は、減損の生じた貸付金について、減損以前と首尾一貫した方法、すなわち期待キャッシュフローの割引現在価値で評価し続けるべきとの結論に達した。当審議会はまた、貸付金は当初割引額で評価されるのだから、その後生じた減損に際しても、同様の方法で評価すべきと結論づけた（FASB [1993], para.42）。

ここで強調されているのは、正常な金銭債権と減損が生じたものとの「首尾一貫性」である。前者が割引現在価値（discounted present value）で評価されている以上、後者も割引額で評価すべきというのが、FASBの趣旨と考えられる⁹。減損の生じた金銭債権についての具体的な測定操作を、この「首尾一貫性」で、はたしてどこまで決められるのであろうか。FASBが主張するように、正常な債権との整合性をいうだけで「当初の実効金利」による割引計算が一意的に導かれてくるのであろうか。それとも、FASBのスタンスにもかかわらず、ここでいう「首尾一貫性」が業績評価のありかたに及ぼす影響は僅少とみて差し支えないのであろうか。

FASBのいうとおり、正常な金銭債権について利息法を適用したとき、各期末の簿価を割引現在価値と「解釈」できるのはたしかである。「当初の実効金利」の定義上、契約に定められた未回収のキャッシュインフローを「当初の実効金利」で割り引いた額は、常に債権の簿価と一致することとなる。しかし割引現在価値という解釈が可能だからといって、そこからただちに不良債権の評価に関するインプリケーションが導かれてくるわけではない。割引現在価値としての解釈が可能であることと、その事実が不良債権をめぐる測定操作に何らかの影響を及ぼすかどうかとは、厳密に分けたほうがよさそうである。

考えてみれば、正常な金銭債権のケースでは、実際に融資された額と契約で定められた元利回収額との関係から、割引率（「当初の実効金利」）と利息収益の期間配分（およびそこから導かれてくる期末の簿価）とが、同時に（あるいは「自動的に」）求められた。つまり「『当初の実効金利』による割引現在価値での評価」は、「契約条件にもとづく利息法の適用」を言い換えたもの

に過ぎない。割引現在価値といっても、それは不良債権の価値を直接見積もる手続から導かれてきたものではない。「当初の実効金利」を求めるための算式が割引現在価値の形をとっていることから、そういう解釈が定着したものと推察されるのである。

これに対し、減損の生じた債権の割引現在価値を求めるためには、将来のキャッシュインフローを能動的に見積もったうえで、適切な割引率を自律的に選択しなければならない。“catch-up approach”の特徴は、旧来の簿価を踏襲せず、むしろそれとは独立に新たな評価額を計算するところに求められる。そのような測定操作は、正常な金銭債権をめぐる業績評価とは明らかに異質な要素を含んでいる。典型的な違いは、「割引現在価値の算式」において何が能動的（あるいは独立）に決まり、それ以外の何が従属的に決まってくるのかにみられる。

まずは正常な金銭債権であるが、これについては先述のとおり、実際の融資額が業績評価の基礎となり、それと契約に定められた将来キャッシュフローとの関係から、割引率としての解釈が可能な「当初の実効金利」が最後に求められることとなる。他方の不良債権については、直前に言及したように、新たに見積もり直された将来キャッシュフローと能動的に選択された割引率との関係から、業績評価の基礎となる債権の簿価（将来キャッシュフローの「割引現在価値」）が最後に決まってくる。ふたつのケースがこれほど違うのであれば、正常な金銭債権と減損の生じたものとで評価の整合性を保つべきといったところで、そこから導かれてくるインプリケーションは乏しい。

最後に、以上を要約しておきたい。何度も繰り返しているとおおり、基準書第114号は、減損が生じた金銭債権の評価を正常なものとの首尾一貫性で決めようとしている。しかし、利息法にしたがって増減する正常な金銭債権の簿価は、将来の期待キャッシュインフローだけでなく、過去のキャッシュアウトフローとも密接不可分に結び付いている。もちろん、それを「当初の実効利率」による割引現在価値とみるのも不可能ではないが、そのような見方はあとから加えられた解釈でしかない。正常な貸付金の簿価を第一義的に決めていているのは、約定によりキャッシュインフローが確定しているとき、そこから生み出される利息収益は債権の期首残高に対し每期一定率であるべきという通念であろう。つまり正常な債権の簿価は、本質的に、事実上確定したキャッシュフローをめぐる期間配分の産物に過ぎないのである。

これに対し、減損の生じた金銭債権を評価する際は、将来キャッシュフローを能動的に予想し、さらに割引率を自主的に選択適用する必要が生じてくる。利息法による正常な債権の簿価が、先述のとおり「期間配分の産物」と意義づけられるのに対し、減損が生じたものの評価額は、利息法のような配分ルールから直接的に決められるわけではない。むしろ期間配分のルールからは独立にストックの評価額を決め、それをもとに評価損失を計上しなければならない。ここで比較対照したふたつは異質な測定操作といえ、両者の整合性を唱えたところで、業績評価のしくみに関するインプリケーションはほとんど引き出せそうにない。そうなると、“catch-up approach”に属する測定操作のなかで、あえて「当初の実効金利」による割引計算をFASBが採用した理由は、「正常な金銭債権との整合性」以外に求めなければ説得力は得られない。はたしてそこでは、いかなる議論が可能であろうか。

(4) 「投資の継続性」と「当初の実効金利」

冒頭でも言及したとおおり、「当初の実効金利」による割引現在価値で不良債権を評価するやりかたは、「見積もりの修正」に属する測定操作のひとつである。何度も繰り返してきたように、

従来より適用してきた利息法の継続を与件とし、減損の事実をそのフレームワークに反映させるのが「見積り修正」という手続に固有の特徴といえる。そういう形で減損の影響を期間損益に反映させるのは、資金回収に困難が生じたにもかかわらず、債権投資のねらいに基本的な変化はないという判断が働いているためと考えられる。正常な金銭債権と同様、不良債権についても、時の経過に委ねているだけで「受動的に」成果の実現が図られる見通しがあればこそ、「ねらい」は従前どおりという立場が導かれてくるのであろう。

では、投資に寄せられた期待は不変という事実認識から「見積り修正」が導かれてくるとしたとき、そういう事実のとらえかたは、「修正」という理念を反映した業績評価のどこに、いかなる形で具体的に現れてくるのであろうか。とりわけ「見積り修正」と整合的な測定操作のひとつ、“catch-up approach”の採用を与件としたとき、「減損のいかにかわらず、債権投資は基本的に従来どおり」というスタンスと結びつくのは、どのような計算手続であろうか¹⁰。

これまでの議論においては、「投資の継続」という事実認識を具体的な測定操作に反映させるためには、減損以前の利息法で採用されてきた見積りや仮定の少なくとも一部を、何らかの形でそれ以降の業績測定に継承する作業が必要とされていた。“prospective approach”なら、減損以前の見積りにもとづく簿価をそのまま継承し、それと見積り直したキャッシュフローとの関係から、「引き下げられた」実効金利を計算することになっていた。

翻って“catch-up approach”の場合、減損の事実を反映した将来キャッシュフローを何らかの割引率で現在価値に引き直し、その額で不良債権を評価することになっている。ここで「分子」の将来キャッシュフローを減額するのは、何らかの形で減損の事実を簿価に反映させるのが必須の要請である以上、与件とするしかない。そうすると、「投資の継続性」は「分母」たる割引率のほうに反映させるしかない。割引率を継承する手続としては、「当初の実効金利」をそのまま踏襲するのが最も自然なやりかたといえるであろう。それ以外の選択肢もまったく考えられないわけではないが¹¹、なぜわざわざ「当初の実効金利」ではなくそれらを探らなければならないのか、その必然性を主張するのは難しい。

ここで述べたとおり、「当初の実効金利」以外で将来キャッシュフローを割り引いたとしても、“catch-up approach”を支える理念は必ずしも損なわれない。“catch-up approach”は、もともと、減損以降の期間に利息収益をどう配分し、そこにいかなる経験的な意味を見出すのかを指向したものと見える。そこでは、投資収益率としての経験的な解釈さえ可能であれば、その割引率を用いた計算はさしあたり“catch-up approach”の理念に適うものとなるのである¹²。

しかし前掲の条件を満たすからといって、すべての割引率を等質的に扱うわけにはいかない。先述のとおり、“catch-up approach”や“prospective approach”はいずれも、「見積り修正」という範疇に属する測定操作と対応している。この「見積り修正」を背後で支えているのは、減損の前後で債権投資に寄せられた期待は不変という事実認識である。具体的な割引率の選択に際しては、こういう事実のとらえかたとの首尾一貫性も考慮する必要が生じてくる。そのような観点に立つ場合、採りうる割引率の選択肢はかぎられてくる¹³。前掲の事実認識と整合するのは、事実上、「当初の実効金利」だけといえるであろう。“catch-up approach”のもとで「当初の実効金利」を用いる必然性については、このような説明が可能となってくる。

(5) 小括

この節の主眼は、基準書第114号が「当初の実効金利」による割引現在価値で不良債権を評価するよう要求しているのはなぜか、その理由を解き明かすことに置かれていた。一連の論致でこれまで論じてきた分析の枠組みにひきつけていうなら、こういう測定操作の背後には、たとえ減損が生じたとしても、債権投資のねらいは基本的に従来どおりという事実認識が見出せる。「ねらい」は不変という立場と整合的な業績測定の見きりとして、「当初の実効金利」による割引計算が採択されたのではないかと推察されるのである。こういう手続は、決して不良債権の「経済的な価値」を求めるためのものではない。FASBが関心を寄せているのは、あくまでも事後的な業績評価のありかたなのである。

もっとも、「債権投資に寄せられた期待は減損の前後で不変」という事実認識から、「当初の実効金利」による割引現在価値評価がただちに導かれてくるわけではない。「投資のねらいは従来どおり」という減損のとらえかたは「見積り修正」という測定操作と結びつくが、これは「当初の実効金利」を用いた計算が属する“catch-up approach”のほか、“prospective approach”と呼ばれる計算手続とも対応している。さらにいうなら、“catch-up approach”と整合的な手続も多岐に分かれており、「当初の実効金利」による計算はそのうちのひとつに過ぎない。そうすると、あえて基準書第114号のようなやりかたが採択された理由を説明するためには、もう少し別の議論が必要となってくる。

この点について、FASB自身は「正常な金銭債権の評価との整合性」を強調しているが、一連の論致によれば、こういう議論には十分な説得力を見出せない。正常な金銭債権と不良債権とでは、簿価の計算手続に異質な要素が多く含まれているからである。両者はいずれも割引現在価値で評価されているという「解釈」をあとから与えることはできるが、そこから測定操作に関する何らかのインプリケーションを引き出せるとは思えないのである。

以上を受け、ここではまず、“prospective approach”との対比において、なぜ“catch-up approach”が採択されたのかに考察を進めた。両者の相違を際立たせるためには、損失を計上するタイミングが重要な着眼点となっていた。すなわち“prospective approach”によれば、減損の事実が期間損益に現れるまで相対的に多くの時間を要することとなる。そのうえ、財務諸表を作成する側が「意図的に」評価損失の計上を遅らせるような操作の余地も残されている。

これに対し“catch-up approach”，なかでも「当初の実効金利」以上の割引率による場合、減損が生じた時点において評価損失が必ず計上されることとなる。いくつかの留保条件が付されるとはいえ、原則として、“catch-up approach”によるほうが“prospective approach”を採用する場合より、減損に伴う評価損失を早期に計上することとなるのである。損失の計上を先送りするような事態は回避すべきという要請を重視すれば、基準書第114号のように“catch-up approach”で減損の事実を期間損益に反映させるのは、必須の測定操作といえそうである。

“catch-up approach”の必要性を確認したのに続いては、「当初の実効金利」で割り引くやりかたの必然性が問われることとなる。先に言及したとおり、ひとくちに“catch-up approach”といってもさまざまな測定操作が対応しており、「当初の実効金利」以上の割引率で将来キャッシュフローを現在価値に引き直すかぎり、どのような方法によろうとも「損失の早期計上」という目的は達成される。数多い選択肢のなかから「当初の実効金利」が採択された理由を説明するのは難しい。ここでは、「当初の実効金利」の必然性を、「投資の継続」という基本理念（さまざまな形をとる「見積り修正」に共通）に求めることとした。

先述のとおり、減損の発生にもかかわらず、債権投資に寄せられた期待それ自体は不変という事実認識は、減損以前の期間配分で用いてきた見積もりや仮定を、何らかの形で減損以降の業績測定に反映させるような計算手続を導く。これをいま問題となっている“catch-up approach”の測定操作にひきつけていうなら、減損を機に減少したキャッシュフローを現在価値に引き直すための割引率について、従来の見積もりや仮定を継承する必要が生じてくる。「割引率の継承」ということになれば、特別な反論のないかぎり、旧来どおり「当初の実効金利」をそのまま用いるのが最も自然なやりかたといえる。基準書第114号があえて「当初の実効金利」を用いた理由については、以上のような解釈も可能であろう。

このほか、基準書第114号が一連の「金融商品プロジェクト」に属していることに着目し、その基本理念との整合性から「当初の実効金利」による割引現在価値評価の必要を説明することもできる。これも十分な説得力を有する議論といえるが、ここで「金融商品プロジェクト」の意義から説き起こし、それと「当初の実効金利」との結びつきに解説を施す作業は、本章の趣旨を逸脱したものといえる。こういう議論については、存在を指摘するにとどめておきたい¹⁴。

第2節 その他の特徴と「投資のねらい」

(1) 債権価値が担保物件に依存している場合などの特則

基準書第114号にみられるもうひとつの特徴は、「当初の実効金利」による割引現在価値以外で不良債権を評価するケースもありうる旨、明記しているところに求められる。より具体的には、客観的な市場価格が存在する場合は、不良債権をそういう属性値で評価してもよいし、債権の価値がもっぱら担保物件に依存している場合は、担保のほうの市場価格で評価してもよいという記述がみられる（FASB [1993], para.13）。例外的なケースで容認されているに過ぎないが、不良債権それ自体、あるいはそれに関わる担保物件の市場価格で評価する途も残されているわけである。ひとたびこれらの属性値が選ばれた場合は、それ以降、継続的な時価評価を行うよう指示されている（FASB [1993], para.16, para.19）¹⁵。

では、不良債権それ自体や担保物件による「例外的な時価評価」は、具体的にどういうケースで認められるのであろうか。客観的な市場価格さえあれば、あとは無条件に時価評価が容認されるのであろうか。それとも「客観的な時価の存在」は、市場価格への切り下げを行うための「必要条件」に過ぎないのであろうか。

基準書第114号の文言から判断するかぎり、一見したところ、「時価の存在」は、市場価格まで評価を切り下げるための十分な条件とみなしうる¹⁶。しかし基準書第114号をもう少し注意深く読むと、その「行間」から、市場価格による評価が推奨される場合と、必ずしもそうとはいえない場合との違いがみえてくる。その点が比較的明瞭なのは、不良債権それ自体ではなく、担保物件のほうの市場価格へと評価を切り下げる場合である。こういう測定操作が認められるのは、先にも簡単に言及したとおり、不良債権の価値が担保に依存しているケースである。つまり担保の処分をつうじて資金の回収が図られる場合、言い換えれば、それこそが「投資のねらい」といいうる場合にかぎって、担保物件による継続的な時価評価が容認されている。そこでは、市場価格を「ねらい」に適うような属性値とみなしうるかどうか、暗に問われているようにもみえる。

こういう視点に立つ場合、不良債権それ自体の客観的な市場価格まで評価を切り下げるケースについても、担保物件に関心が寄せられる場合と同様の再考が促されることとなる。考えてみれ

ば、あらゆる不良債権に整備された流通市場が存在するとは思えない。均質な債権が数多く存在しており、期待キャッシュフローの特性に関する情報を利害関係者が共有しているのは客観的な市場価格を見出せる典型例といえるが、そういう条件が満たされるのはむしろ一部の例外といえるであろう。

そういう例外的なケースでは、効率的な資金回収に関するノウハウのほうも関係者が共有しているものと見込まれ、特定の貸し手が自律的な回収努力を費やしたところで、それのみあう見返り（回収可能額の増加）が得られるとはいいきれない。客観的な市場価格を把握できるケースのなかには、市場をつうじた債権譲渡以外の選択が、事実上、意味を持たないこともありうるわけである。これを一連の論攷の議論にひきつけて言い換えるなら、不良債権に関する客観的な市場価格の存在は、市場をつうじた債権譲渡が唯一かつ最善な資金回収の手段とという状況を暗に示唆している。いわば客観的な時価の見積もりが可能なケースのなかには、その（有利な）変動こそが「投資のねらい」とみなしうる場合も含まれている。「客観的な時価」の存在をいうことで、基準書第114号は不完全ながら、「ねらい」にそくした測定操作を指示しているともいえそうである。

さらにいうなら、こういう「解釈」は、基準書第114号にみられる以下の記述とも整合的と考えられる。先に確かめたとおり、同基準書は、ひとたび不良債権それ自体、あるいは担保物件の時価まで簿価を切り下げる決定が下された後は、一定の制約条件のもと、時価による継続的な再評価を行うよう求めている（FASB [1993], para.16, para.19）。本則で求められているように「当初の実効金利」による割引現在価値で不良債権を評価した場合は、その「当初の実効金利」のみあう利息収益を計上することになっているが（FASB [1993], para.17）、「継続的な時価評価」は、そういう利息法の計算手続とはきわめて異質なものといえる。

何度も繰り返してきたとおり、業績測定のあるかたを決めるのは「投資のねらい」であり、「あるべき」測定操作は「ねらい」に適うものかどうかで判断されるというのが、一連の論攷に共通する基本的なスタンスである。そういう視点からすれば、基準書第114号が「ねらい」の変化を予定していない本則とは異質な測定操作を求めているのは、まさしく減損を機に「ねらい」が変化する可能性に配慮したため（より正確には、FASBがそのような事実認識によっているため）と解釈できる。減損以降に継続的な時価評価が求められるのは、「市場価格の変動こそ、投資に寄せられた期待が実現したかどうかを確かめるのに適した事実とという状況の発生」をFASBが視野に収めたためともいえそうである。

もちろん、いま論じている領域で基準書第114号の要求している内容のすべてが、一連の論攷に共通する基本的なスタンスと整合しているわけではない。例えば、先の考察においては、「客観市場価格の存在」が減損を契機とする「ねらい」の変化、より具体的には「市場価格の変動を期待した投資への変質」を示唆することが確かめられた。しかし、ここでいう「ねらい」の変化はあくまでも可能性にとどまるものであり、市場価格の存在は「ねらい」の変化と一対一に対応している事象とはいえない。つまり整備された流通市場を有する不良債権についても、自律的な回収努力のみあう成果（回収可能額の増加）がまったく期待できないわけではない。「客観的な市場価格が存在する場合は、簿価をそこまで切り下げてもよい」という基準書第114号の定めが、「ねらい」の変化を契機とした測定操作の変更を意味しない場合もありうるのである¹⁷。

とはいえ、不良債権それ自体や担保物件の市場価格を「当初の実効金利」による割引現在価値の単純なサロゲートとみるのも、基準書第114号の趣旨に沿った解釈とはいえそうにない。先に

確かめたとおり、「市場価格への簿価修正」に関する同基準書の記述の多くは、むしろ「投資のねらい」が変化する可能性に配慮したものとみなしうるからである。基準書第114号は時価評価を例外的に容認することで、不完全ながらも、「ねらい」の違いに応じた「あるべき」測定操作をケース毎に使い分けようとしているように見える。「ねらい」にひきつけて考えれば、時価評価をめぐる特則があえて設けられた理由について、説得力ある議論が可能となってくるのである。これが以上の議論から導かれてきたインプリケーションといえる。

(2)「原価回収法」や「現金基準」の容認 —基準書第118号の意義—

① 基準書第114号による原則的な処理

これまではもっぱら、基準書第114号が不良債権の評価をどう切り下げるよう指示しているのか、減損が生じたときに要求される計算手続の観点から同基準書の特徴を論じてきた。しかし、そういう側面にしか着目しない議論は不十分なものといえる。というのも、基準書第114号は、減損以降の利息収益をどう期間配分したらよいのかという問題も取り扱っており、そこにも同基準書に固有の特徴を見出せるからである。

先に確認したとおり、基準書第114号は、減損が生じた金銭債権の評価を「当初の実効金利」による割引現在価値まで切り下げるよう求めている。これに引き続き、減損以降の期間においては、修正の施された簿価をもとに、「当初の実効金利」による利息法を継続するよう指示している（FASB [1993], paras.17-19）。同基準書は、減損が生じた時点に求められる測定操作と、減損以降における業績測定のあるかたとは密接不可分の関係にあるという考えかたに支えられている。そこでは、簿価修正のときに利用した割引率が、とりもおさず、減損以降の各年度に配分される会計上の投資収益率を意味するものとみなされている。

ここで説明した基準書第114号のスタンスは、一連の論攷と整合的なものといえる。現に本稿では同基準書の属する“catch-up approach”を、「もっぱら減損以降に利息収益をどう配分すべきかという観点から、切り下げ額を決めるやりかた」と意義づけてきた。そこでは、不良債権の簿価を決めるときに用いた割引率が、翻って事後の投資収益率となることに着目し、切り下げ額の大きさを決定することになっている。とすれば、“catch-up approach”の範疇に属する方法のそれぞれにおいては、切り下げ額の決定作業に内在する割引率にもとづき、毎期の利息収益を「割り戻し」計上するのが必須の手続といえるであろう。基準書第114号の記述は、まさしくここで述べてきた一連の論攷に適うものといえる¹⁸。

② 歴史的な経緯

しかし減損時点に必要な切り下げの手続と、減損以降における業績評価のしくみとで整合性を保つべきというのは、ひとたび一連の論攷や基準書第114号を離れば、必須の要請とはいえなくなる。むしろ基準書第114号の公表以前は、減損が生じたときに求められる測定操作と減損以降における業績評価のあるかたとは、基本的には独立した問題というとらえかたのほうが支配的であったとさえいえそうである（Carmichael, Lilien, Mellman [1991], chap.22, p.13）。かつて不良債権については、減損を機にどれだけ評価を切り下げるべきかが不明瞭なまま、減損の生じた金銭債権を利息法の適用対象から除くような手続だけが、一般に認められたルールとして根づいていた。減損時点の切り下げ額について明確な指針を欠いているにもかかわらず、減損以降の業績評価が論じられてきたのは、暗に両者の独立性が与件とされていたためと考えられる。

さらにいえば、基準書第114号に部分的な修正を施すため公表された基準書第118号「債権者による貸出金の減損の会計処理－収益の認識と開示；基準書第114号の改訂」（FASB [1994]）が主たる関心を寄せていたのも、減損以降の業績測定をめぐる問題といえる。簡単にいうと、たとえ「当初の実効金利」による割引現在価値まで不良債権の評価を切り下げたとしても、それ以降の業績評価において利息法を継続適用する必要はないというのがこの基準書の趣旨である。基準書第114号を支える基本理念のひとつ、減損時点に求められる切り下げの手續と、減損以降の業績評価との間に整合性を保つべきという主張が退けられ、同基準書の公表以前に用いられていた原価回収法（cost recovery method）や現金基準（cash basis method）の適用が容認されることとなったのである（FASB[1994], para.3, para.6g, para.6h, para.10）¹⁹。

原価回収法や現金基準が基準書第114号を支える基本理念と首尾一貫していないのは、これらが未収利息の計上を禁じていることから明らかであろう。不良債権の評価を切り下げするための割引率が減損以降の投資収益率に転じることをふまえ、特定の収益率による利息収益の期間配分をねらって簿価に修正を施している以上、キャッシュフローの有無にかかわらず予定どおりの利息収益を計上すべきというのが、同基準書の基本的な発想といえる。これに対し、原価回収法や現金基準は利息収益を保守的に計上する方法であり、未収利息の計上はそこでは認められていない。未収利息が禁じられてしまうと、不良債権の簿価に対し毎期一定比率の利息収益を計上することは不可能といっても過言ではない。割引率として用いた「当初の実効金利」にみあう利息収益を期間損益に反映させるためには、「キャッシュフローの裏づけなき割り増し」が必須の手續といえるのである。

ここで述べたとおり、減損時点における切り下げの手續と、事後的な業績評価のありかたとの間に整合性を保つべきという主張が米国のルールに反映されていたのは、基準書第114号が基準書第118号により修正されるまでのきわめて短い期間にかぎられる。それ以前も、またそれ以降も、減損が生じた時点に求められる会計処理と事後的な業績測定のお互いとは独立に議論しうる問題とみなされている。なぜ整合性を保つ必要が唱えられなくなったのか、とりわけ基準書第118号が公表されるに至った経緯については、いくつかのありうべき解釈を掲げることができる²⁰。ただ、いずれの解釈も「理論的な精緻化」には結びつきそうにない。一連の論攷に共通する基本的なスタンスに対しては、積極的な反論がみられないのである。

とすれば、「当初の実効金利」による割引現在価値で不良債権を評価した場合は、ほんらい、基準書第114号が要求しているように、減損以降の業績評価においても利息法を適用し続け、「当初の実効金利」にみあう利息収益を計上すべきということになるだろう。

思い起こしてみれば、基準書第114号と整合的な“catch-up approach”は、先述のとおり「見積もりの修正」と呼ばれる計算手續に属している。そういう手續が施されるのは、先に確認したように、減損が生じたにもかかわらず「投資のねらい」は基本的に不変といえる場合である。「当初の実効金利」による割引現在価値評価の背後に、「ねらい」は従来どおりという事実認識が潜んでいるのであれば、「原価回収法」などへの移行が認められないのは明らかといえるであろう。キャッシュフローの裏づけを重視する原価回収法と減損以前に適用されていた利息法とが、同じ「投資のねらい」のもとで両立するとは思えないのである。

③ 基準書第118号の積極的な側面

もっとも、基準書第118号による修正を「理論的にはみるべきものがない政治的妥協の産物」といえることもできない。ここでは、「投資のねらい」に適うような業績評価という一連の論

致に共通する基本的な着眼点から、「原価回収法」などの適用が認められるようになったことの積極的な側面を論じていくことにする。

前稿や前々稿で言及したとおり、「原価回収法」や「現金基準」が、不良債権をめぐる業績評価のしくみとして「投資のねらい」に適用ケースもみられる。具体的にいうなら、貸し手の側が自律的な回収努力を継続的に費やさなければ借り手からの十分な返済が見込めない場合や、時の経過を待つだけで成果の実現を図れるものの期待キャッシュフローに無視しえない変動性が見込まれ、「期待値」はともかく最終的な実現値については事前の予測が困難な場合がその典型例であった。これらのケースに共通するのは、減損を機に金銭債権から期待されるキャッシュフローの不確実な側面が強まり、減損が生じるまでのように「確実な」成果を期待できなくなることである。それ以前は確実な成果を期待できたことに鑑みれば、そこでは、資金の回収が困難となったのをきっかけに「投資のねらい」が変化したものとみなしうる。

確たる事実の裏づけは持たないが、減損により貸し手の積極的な回収努力が求められるようになる場合や、将来キャッシュフローの変動性が深刻化する場合の存在は容易に想像できる。そういうケースと対応している「原価回収法」や「現金基準」の適用が基準書第118号で容認されたのは、業績評価のしくみが「投資のねらい」に適用のものかどうかを重視する、一連の論攷に共通のスタンスとも整合的な修正といえる。それらが容認されたこと自体は、積極的に評価することができそうである。逆にいえば、「原価回収法」や「現金基準」の適用を禁じていた基準書第114号は、減損を機に「投資のねらい」が変化した金銭債権の一部について、変化後の「ねらい」に適用するような測定操作を認めなかったこととなる。これは基準書第114号の、一連の論攷のスタンスとは整合しない問題点といえる。

しかし、基準書第118号には問題点も残されている。同基準書は「原価回収法」や「現金基準」の適用に先立ち、不良債権の評価を市場価格まで切り下げようとする操作は求めていない²¹。本則どおり利息法を継続適用する場合と同様、「当初の実効金利」による割引現在価値へと修正した簿価をもとに、「原価回収法」や「現金基準」を適用するよう求めている。先述のとおり、「当初の実効金利」による割引現在価値への切り下げは、「投資のねらい」が変化した場合ではなく、むしろ「ねらい」に変化が認められない場合に適用「見積り修正」という手続の一環と位置づけられる。これは「ねらい」の変化を与件とした「原価回収法」などとは両立しえない。

つまり基準書第118号においては、減損時点に求められる切り下げの手続と、減損以降における業績評価のしくみが、「投資のねらい」が変化したかどうかについて異質な立場によっている。そこに同基準書の抱える最大の問題を見出すことができよう。

ここで述べたとおり、基準書第118号が「原価回収法」や「現金基準」の適用を容認したこと自体は、「投資のねらい」に適用するような業績評価という観点から、むしろ積極的に評価することができる。ただ、もし「ねらい」との関係重視するのであれば、「原価回収法」などの適用に先立ち、不良債権の評価を市場価格まで切り下げようとする手続が求められることとなる。先に掲げた「原価回収法」などは、「ねらい」が変化したという事実認識と結び付く測定操作といえるからである。

ところが基準書第118号は、「ねらい」に変化が認められない場合と対応している「見積り修正」により切り下げた簿価、より具体的には「当初の実効金利」による割引現在価値をもとに、「原価回収法」などを適用するよう求めている。もし基準書第118号の積極的な側面を活かすのであれば、「原価回収法」などを適用する場合は、それに先立ち、不良債権の簿価を市場価格まで

引き下げようとする必要があろう。以上が、一連の論攷から導かれてきたインプリケーションといえる。

これまで検討してきたように、一連の論攷の一貫したスタンス「『投資のねらい』に適うような業績評価」によれば、基準書第114号や第118号にみられる「一見したところ解釈の困難な記述」の少なくとも一部については、その意義や必要性を理解できるようになる。その典型例が、「当初の実効金利」による割引現在価値への切り下げである。この計算手続は、簿価修正の目的を「不良債権の経済的な価値を測定するため」ととらえるかぎり、決して導かれることのないものといえる。あえて「経済的な価値」とは異なる属性値での評価が採択されたのは、単なる測定技術上の制約によるものとはいきれない。「投資のねらい」との対応関係に着目すれば、基準書第114号（および第118号）の測定操作にはむしろ積極的な意義が与えられることとなる。

そうすると、「投資のねらい」に着目した議論は、もはや単なる「机上の空論」とはいえなくなる。こういう議論が基準書の（首尾一貫した）解釈に資するのは、「投資のねらい」にもとづく業績評価という発想が、現行ルールの背後に潜んでいることの間接的な証拠となりうるからである。もちろん、そういいきるためには、不良債権というごく限定された局面にとどまることなく、さまざまな測定操作に「投資のねらい」という観点と整合的な解釈を与えられるかどうか、さらに考察を進めていく必要がある。とはいえ、今後とも「ねらい」に着目していくことで、（不良債権以外のさまざまな分野で）いまだ整理されていない議論に、何らかの「解決」を与える可能性が示唆されたとはいえるであろう。

以上を受け、次稿では議論の対象を収益性の低下した事業用の資産へと転じる。不良債権の評価をめぐる議論が、事業用資産の減損をめぐる問題とどう関わってくるのか（あるいは関わってこないのか）、稿を改めて論じることとしたい。

[注]

- 1 「実効金利」の意義については、FASB [1993], para.14を参照。
- 2 利息法の意義については、APB [1967], para.17を参照。
- 3 債権簿価に対し、毎期の投資収益率が一定となるように利息収益を配分するところに、利息法に固有の特徴を見出すことができる。この点につき、APB [1971], para.15を参照。
- 4 直観的にも、「当初の実効金利」を引き継ぐのが「投資の継続性」を最も忠実に反映した方法といえそうである。しかし「当初の実効金利」以外にも、「ねらい」が不変という事実認識と整合的な測定操作を導くような割引率があるかもしれない。ここであえて「割引率の継承」という表現を採り、さまざまな可能性に含みを持たせたのはそのためである。ほかならぬ「当初の実効金利」で割引引く必然性については、後に詳しく論じる予定である。
- 5 減損の発生後に期待される将来キャッシュフローの「単純な合計額」さえ簿価に満たない場合は、話しが違ってくる。そういうケースにおいて“prospective approach”を採用すれば、引き下げられた実効金利がマイナスとなってしまうからである。そういう事態を避けるため、基準書第15号は、「単純な合計額」が簿価に満たなくなるようなケースにかぎり、減損時点においてその「単純な合計額」まで債権の評価を切り下げよう求めている（FASB [1977], para.31）。その場合は例外的に、評価損失がただちに計上さ

れることとなる。

- 6 いわば「例外規定」が問題なのである。
- 7 もちろん、ここでいうリスクフリーのレートは、金利に関わる先物市場で決まってくるものを指している。それをを用いるかぎり、二年後に予定どおりの資金返済が可能な借り手は、当然、十年後に「水増しされた」額を返済するのも可能といえる。
- 8 以上の論点につき、米山 [1995], 250-251ページも併せて参照されたい。
- 9 この点につき、FASB Status Report [June 30,1993], p.7を併せて参照。
- 10 第2項「損失の早期計上」において、FASBが“prospective approach”より“catch-up approach”を望ましいものと考えていることは確認済みである。残された問題は、“catch-up approach”に属するさまざまなやりかたのなかで、あえて「当初の実効金利」による割引が要求されているのはなぜかである。
- 11 例えば、市場における金利水準の変化は考慮せず、個別企業に固有の事情にもとづく特別な「プレミアム」分についてのみ、金銭債権を創設した時点と減損の生じた時点との違いを考慮した割引率を適用する方法が（形式的には）考えられる。しかし、これで割り引いた額にもとづく事後の期間損益計算にどのような解釈が与えられるのか、説明するのは難しい。
- 12 割引率と減損発生後の期間における会計上の投資収益率とは、計算構造上、基本的に「表裏一体」の関係にある旨、念のため確認しておきたい。
- 13 例えば、かつて言及した「減損以降の期間には一切の利息収益を計上しない方法（FASB基準書第15号で例外的に容認されているやりかた）」を採り上げたい。この方法は「減損が生じた後は収益を期待すべきではなく、ひたすら元本の回収に努めるべき」という理念に支えられているものといえ、経験的な解釈は難しくない。ただ、利息収益を期待していた減損以前と、元本の回収だけが「ねらい」となった減損以降との間に「投資の継続性」を認められるかどうかとなると、話しは難しくなってくる。この方法が“catch-up approach”の一形態なのはたしかであるが、「投資の継続」という基本理念と整合的かどうかとなると、少なからぬ疑問が残ってしまう。
- 14 詳しくは米山 [1995], 254-258ページを参照。なお「金融商品プロジェクト」を支える基本理念との整合性に着目した議論は、そこでいう「基本理念」が一部推測の域を出ないところに「弱さ」を抱えている。
- 15 ただしこれは、重要な変動が生じた場合にかざられる（FASB[1993], para.16）。また、たとえ不良債権をめぐる経済環境の改善により、いったん計上した評価損失を戻入する必要が生じても、減損が発生した時点の簿価を超えるような戻入は認められない。
- 16 そういいきれるのであれば、「時価評価の特則」についてこれ以上議論したところで、意味のあるインプリケーションは引き出せそうにない。市場価格さえ存在すれば時価評価が認められるというスタンスに立つ場合、その時価には「当初の実効金利」による割引現在価値の、単純なサロゲートとしての意義しか与えられないこととなる。
- 17 このほか、減損以前から客観的な市場価格が存在する場合も、その存在が必ずしも「ねらい」の変化を意味しない典型例といえる。
- 18 ここで述べたように、基準書第114号においては、正常な金銭債権と同様、不良債権についても利息収益を計上するのが当然の測定操作とみなされている。“catch-up approach”から直接導かれてくるのは、先述のとおり、「減損時点に求められる切り下げの測定操作と、減損以降の利息収益をめぐる期間配分のありかたとの整合性」を保つべきことである。そういう要請が派生的な影響を及ぼし、利息収益を計上すること自体についても、減損の前後で整合性が保たれるようになったのである。前節第3項のような意味で「正常な金銭債権と不良債権とで評価の整合性を保つべき」というのは難しいが、こういう文脈で「基準

書第114号は、正常な金銭債権と不良債権との整合性を取ろうとしている」というのは可能であろう。この点について、FASB [1993], para.58などを参照。

19 より正確にいうなら、これらの方法は基準書第114号の公表以前より、利息収益の計上に際して特に慎重な態度で臨むべき金融機関に要求されてきたものである。

20 米山 [1995], 261-263ページを参照。

21 「原価回収法」や「現金基準」が「ねらい」の変化と対応しているのであれば、ほんらいは、その適用に先立ち、不良債権の簿価を市場価格まで切り下げておく必要が生じてくる。というのも、本稿でこれまで論じてきたことによれば、減損を機に「ねらい」に変化がみられる場合は、問題となっている不良債権の時価をもとに、新たな業績評価のしくみを設定しなければならないからである。そこでは、通常の新規投資（あるいは再投資）と同様、問題となっている財（このケースでは不良債権）の市場価格が業績測定的基础となるのである。

[参考文献]

Accounting Principles Board, APB [1967], APB Opinions No.12:*Omnibus Opinion-1967*.

APB [1971], APB Opinions No.21: *Interest on Receivables and Payables*.

Carmichael, Lilien, Mellman [1991], D. R. Carmichael, Steven B. Lilien, Martin Mellman(ed.), *Accountants' Handbook Seventh Edition*, John Wiley & Sons,1991.

Financial Accounting Standards Board, FASB [1977], Statement of Financial Accounting Standards No.15: *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*.

FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No.114: *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*.

FASB [1994], Statement of Financial Accounting Standards No.118: *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan – Income Recognition and Disclosures*.

FASB Status Report [June 30,1993] (No.242), “FASB Statement No.114: *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan (Highlights of Financial Reporting Issues)*.”

米山 [1995], 米山正樹「第4章 貸出金減損の開示と業績測定：基準書第114号／第118号」『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向－基準の解説と検討－』米国財務会計基準（金融商品）研究委員会報告下巻，財団法人企業財務制度研究会，1995年7月，235 - 267ページ。